

ICカード乗車券取扱規則新旧対照表

旧	新
<p>本則</p> <p>第1章 総則</p> <p>(空港連絡特殊割引片道普通旅客運賃)</p> <p>第6条の5 空港連絡特殊割引片道普通旅客運賃は、次の各号に定める特定の区間を発着とする場合に適用する。</p> <p>(1) 大人片道割引普通旅客運賃</p> <p>イ 羽田空港第1・第2ターミナル・羽田空港第3ターミナルから都営線各駅相互間 当社線の大人片道普通旅客運賃から30円を差し引いた額と都営線の大人片道普通旅客運賃から30円を差し引いた額を併算した額とする。</p> <p>ロ 羽田空港第1・第2ターミナル・羽田空港第3ターミナルから京成線空港第2ビルおよび成田空港相互間 当社線の大人片道普通旅客運賃から30円を差し引いた額と都営線および京成線の大人片道普通旅客運賃から30円を差し引いた額を併算した額とする。</p> <p>ハ (略)</p> <p>ニ 羽田空港第1・第2ターミナル・羽田空港第3ターミナルから北総線各駅相互間 当社線の大人片道普通旅客運賃から30円を差し引いた額、都営線の大人片道普通旅客運賃から30円を差し引いた額、京成線の大人片道普通旅客運賃から10円を差し引いた額および北総線の大人片道普通旅客運賃から北総線松飛台駅まで10円、北総線大町駅以遠20円を差し引いた額を併算した額とする。</p> <p>(2) 小児片道割引普通旅客運賃</p>	<p>本則</p> <p>第1章 総則</p> <p>(空港連絡特殊割引片道普通旅客運賃)</p> <p>第6条の5 空港連絡特殊割引片道普通旅客運賃は、次の各号に定める特定の区間を発着とする場合に適用する。</p> <p>(1) 大人片道割引普通旅客運賃</p> <p>イ 羽田空港第1・第2ターミナル・羽田空港第3ターミナルから都営線各駅相互間 <u>当社線の大人片道普通旅客運賃から20円</u>を差し引いた額と都営線の大人片道普通旅客運賃から30円を差し引いた額を併算した額とする。</p> <p>ロ 羽田空港第1・第2ターミナル・羽田空港第3ターミナルから京成線空港第2ビルおよび成田空港相互間 <u>当社線の大人片道普通旅客運賃から20円</u>を差し引いた額と都営線および京成線の大人片道普通旅客運賃から30円を差し引いた額を併算した額とする。</p> <p>ハ (略)</p> <p>ニ 羽田空港第1・第2ターミナル・羽田空港第3ターミナルから北総線各駅相互間 <u>当社線の大人片道普通旅客運賃から20円</u>を差し引いた額、都営線の大人片道普通旅客運賃から30円を差し引いた額、京成線の大人片道普通旅客運賃から10円を差し引いた額および北総線の大人片道普通旅客運賃から北総線松飛台駅まで10円、北総線大町駅以遠20円を差し引いた額を併算した額とする。</p> <p>(2) 小児片道割引普通旅客運賃</p>

イ 羽田空港第1・第2ターミナル・羽田空港第3ターミナルから都営線各駅相互間

当社線の小児片道普通旅客運賃から15円を差し引いた額と都営線の小児片道普通旅客運賃から15円を差し引いた額を併算した額とする。

ロ 羽田空港第1・第2ターミナル・羽田空港第3ターミナルから京成線空港第2ビルおよび成田空港相互間

当社線の小児片道普通旅客運賃から15円を差し引いた額、都営線の小児片道普通旅客運賃から20円を差し引いた額および京成線の小児片道普通旅客運賃から15円を差し引いた額を併算した額とする。

ハ (略)

ニ 羽田空港第1・第2ターミナル・羽田空港第3ターミナルから北総線各駅相互間

当社線の小児片道普通旅客運賃から15円を差し引いた額、都営線の小児片道普通旅客運賃から15円を差し引いた額、京成線の小児片道普通旅客運賃から5円を差し引いた額および北総線の小児片道普通旅客運賃から北総線松飛台駅まで5円、北総線大町駅以遠15円を差し引いた額を併算した額とする。

第6章 払い戻し

(払い戻し)

第26条 (略)

2 旅客が、IC定期乗車券に付加された定期乗車券の機能が不要となり、当社が定める申請書を提出し、かつ公的証明書^ニの呈示により当該IC定期乗車券の記名人本人であることを証明した場合は、定期乗車券の払い戻しを請求することができる。

イ 羽田空港第1・第2ターミナル・羽田空港第3ターミナルから都営線各駅相互間

当社線の小児片道普通旅客運賃から5円を差し引いた額と都営線の小児片道普通旅客運賃から15円を差し引いた額を併算した額とする。

ロ 羽田空港第1・第2ターミナル・羽田空港第3ターミナルから京成線空港第2ビルおよび成田空港相互間

当社線の小児片道普通旅客運賃から5円を差し引いた額、都営線の小児片道普通旅客運賃から20円を差し引いた額および京成線の小児片道普通旅客運賃から15円を差し引いた額を併算した額とする。

ハ (略)

ニ 羽田空港第1・第2ターミナル・羽田空港第3ターミナルから北総線各駅相互間

当社線の小児片道普通旅客運賃から5円を差し引いた額、都営線の小児片道普通旅客運賃から15円を差し引いた額、京成線の小児片道普通旅客運賃から5円を差し引いた額および北総線の小児片道普通旅客運賃から北総線松飛台駅まで5円、北総線大町駅以遠15円を差し引いた額を併算した額とする。

第6章 払い戻し

(払い戻し)

第26条 (略)

2 旅客が、IC定期乗車券に付加された定期乗車券の機能が不要となり、当社が定める申請書を提出し、かつ公的証明書^ニの呈示により当該IC定期乗車券の記名人本人であることを証明した場合は、定期乗車券の払い戻しを請求することができる。

この場合、旅客営業規則に定める払い戻しを行い、IC 定期乗車券から定期乗車券の機能のみ消去して返却する。

3 旅客が、IC 企画乗車券に付加された企画乗車券の機能が不要となった場合は以下のとおり取り扱う。

(1) 当該 IC 企画乗車券が記名 PASMO であった場合、当社が定める申請書を提出し、かつ公的証明書等の呈示により当該記名 PASMO の記名人本人であることを証明した場合は、企画乗車券の払い戻しを請求することができる。

この場合、旅客営業規則に定める払い戻しを行い、企画乗車券の機能のみ消去して返却する。

(2) 当該 IC 企画乗車券が無記名 PASMO であった場合、旅客の申告により旅客営業規則等に定める払い戻しを行い、企画乗車券のみ消去して返却する。

4 旅客が、IC 定期乗車券または IC 企画乗車券が不要となり、当社が定める申請書を提出し、かつ公的証明書等の呈示により当該 IC 定期乗車券または IC 企画乗車券の記名人本人であることを証明した場合は、旅客営業規則等に定める定期乗車券または企画乗車券の払い戻しおよび PASMO 取扱規則の定めによる記名 PASMO の払い戻しを行う。この場合の払い戻し額は、定期乗車券または企画乗車券の払い戻し額と SF 残額の合算額とする。

5 前項の払い戻しを行う場合の手数料において、定期乗車券または企画乗車券の払い戻し額が旅客営業規則等に定める手数料額未満のときは、その満たない額を SF 残額から充当する。

なお、定期乗車券または企画乗車券の払い戻し額と SF 残額の合算額が手数料額未満のときは、その合算額と同額を手数料とする。

この場合、旅客営業規則に定める払い戻しを行い、定期乗車券の機能のみ消去して返却する。

3 旅客が、IC 定期乗車券が不要となり、当社が定める申請書を提出し、かつ公的証明書等の呈示により当該 IC 定期乗車券の記名人本人であることを証明した場合は、旅客営業規則に定める払い戻しおよび PASMO 取扱規則に定める記名 PASMO の払い戻しを行う。この場合の払い戻し額は、定期乗車券の払い戻し額と SF 残額の合算額とする。

4 前項の払い戻しを行う場合の手数料は、IC 定期乗車券 1 枚につき 220 円とする。ただし、定期乗車券の払い戻し額が手数料額未満のときは、その満たない額を SF 残額から充当する。なお、定期乗車券の払い戻し額と SF 残額の合算額が手数料額未満のときは、その合算額と同額を手数料とする。

5 旅客が、IC 企画乗車券に付加された企画乗車券の機能が不要となった場合は以下のとおり取り扱う。

(1) 当該 IC 企画乗車券が記名 PASMO であった場合、当社が定める申請書を提出し、かつ公的証明書等の呈示により記名 PASMO の記名人本人であることを証明した場合は、企画乗車券の払い戻しを請求することができる。この場合、旅客営業規則等に定める払い戻しを行い、企画乗車券の機能のみ消去して返却する。

<p>(新設)</p>	<p><u>(2) 当該 IC 企画乗車券が無記名 PASM 0 であった場合、旅客の申告により旅客営業規則等に定める払い戻しを行い、企画乗車券の機能のみ消去して返却する。</u></p> <p><u>6 旅客が、IC 企画乗車券が不要となった場合は以下のとおり取り扱う。</u></p> <p><u>(1) 当該 IC 企画乗車券が記名 PASM 0 であった場合、当社が定める申請書を提出し、かつ公的証明書等の呈示により記名 PASM 0 の記名人本人であることを証明した場合は、旅客営業規則等に定める払い戻しおよび PASM 0 取扱規則に定める記名 PASM 0 の払い戻しを行う。この場合の払い戻し額は、企画乗車券の払い戻し額と SF 残額の合算額とする。</u></p> <p><u>(2) 当該 IC 企画乗車券が無記名 PASM 0 であった場合、旅客の申告により旅客営業規則等に定める払い戻しおよび PASM 0 取扱規則に定める無記名 PASM 0 の払い戻しを行う。この場合の払い戻し額は、企画乗車券の払い戻し額と SF 残額の合算額とする。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>7 前項の払い戻しを行う場合の手数料は、IC 企画乗車券 1 枚につき 220 円とする。ただし、企画乗車券の払い戻し額が手数料額未満のときは、その満たない額を SF 残額から充当する。なお、企画乗車券の払い戻し額と SF 残額の合算額が手数料額未満のときは、その合算額の同額を手数料とする。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>8 第 1 項の規定にかかわらず、第 24 条第 3 項に定める移し替えにより一体型 PASM 0 を払い戻す場合は、PASM 0 取扱規則の定めによる手数料は収受しない。</u></p>